

法 務 大 臣
齋 藤 健 様航 空 連 合
会 長 内 藤 晃

要 請 書

私たちは、日本の航空関連産業を代表する産業別労働組合として、産業の健全な発展と安全性、利便性の向上のために、約1万5千人の客室乗務員を含めた働く者の立場から政策提言をとりまとめ、関係各所に要請をおこない、政策の実現をめざしています。

現在開会中の第211国会において、内閣より「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案(以下、撮影罪)」が提出されています。本法案は、航空機内における盗撮行為を厳しく罰することで犯罪を抑止し、客室乗務員が安心して働くことができる職場環境を整備するとともに、利用者が安心できる機内環境を確保する観点から我が国にとって必要不可欠であり、確実な成立と早期施行に向けて、以下の通り要請します。

記

2012年9月10日、高松発羽田行きの日本航空1420便の機内で、男性乗客が女性客室乗務員のスカート内を盗撮した容疑で逮捕される事件が発生しました。盗撮行為は各都道府県で制定されている迷惑防止条例による処罰の対象となっていますが、この事件では、その後の捜査で、盗撮をした時の航空機の飛行場所が特定できないことから、いずれの条例も適用できず、盗撮者は処分保留で釈放となりました。

航空連合では、このような実情に加え、航空機内での電子機器の使用制限の緩和が進んだことや、スマートフォンやSNSの普及、さらには撮影機器が高性能化している現状をふまえ、職場実態を把握し、課題を抽出する目的で2019年、2022年に客室乗務員を対象としたアンケートを実施しました。その結果、2019年には62%、2022年には71%もの客室乗務員が、航空機内で盗撮または無断撮影された経験が「ある」、もしくは「断定できないが、あると思う」と回答しました。加えて、多くの客室乗務員が、それらの行為に対して具体的な対処ができなかったことも明らかになりました。

航空機内での盗撮は、許しがたい行為であるうえに、安全と保安を担う客室乗務員の職務を妨げ、航空機内の安全阻害行為にまで発展する可能性があります。加えて、乗客間における盗撮についても現行の法体系では不十分です。今も数多く発生していると考えられる航空機内等での盗撮に対して、飛行している場所を問わず、全国一律の基準で厳格に対処することができる「撮影罪」の制定は客室乗務員の念願であり、今国会での確実な成立と速やかな施行を強く求めます。

以 上